藤里町地域再生計画(汚水処理施設整備交付金)の事後評価

藤里町では、地域の生活環境を改善するため、「白神山地の清流を後世に伝える」ふじさと再生計画を策定し、平成17年度に内閣府の認定を受けました。この計画では、地方再生法により国から交付される汚水処理施設整備交付金によって、特定環境保全公共下水道事業、浄化槽市町村整備推進事業(合併処理浄化槽)を平成17年度から平成21年度までの五カ年行うことと計画し、平成21年度末をもって地域再生計画の事業期間が終了しましたので、数値目標に照らし、状況を調査・評価し、公表します。

地域再生計画

地域再生法(平成17年4月1日施行)に基づき、地域経済の活性化、地域雇用の創造を実現することを目的とし、地方公共団体が地域の特性を踏まえつつ、地域活性化の構想を具体化するために策定する計画。

藤里町地域再生計画の概要

地域再生計画の名称

「白神山地の清流を後世に伝える」ふじさと再生計画

地域再生計画の作成主体の名称 藤里町

地域再生計画の区域 藤里町の全域

地域再生計画の期間

平成17年度から平成21年度

地域再生計画の概要

藤里町では、町の中心部を特定環境保全公共下水道事業、白神山地の健康保養基地ゾーンである中通地区を農業集落排水処理事業、これら集合処理区域以外の地区を合併処理浄化槽で整備しており、特定環境保全公共下水道事業は平成22年度、農業集落排水処理事業は平成15年度で事業完了しており、今後は、合併処理浄化槽事業を推進していくこととしています。

地域再生計画では、平成17年度から平成21年度までの5カ年で、特定環境保全公共下水道事業では管渠L=8,100m、藤里浄化センターの増設工事N=1式、合併処理浄化槽事業においては市町村設置型で170基の整備を行う計画としました。

地域再生計画の目標

(目標)汚水処理施設整備の促進

(汚水処理人口普及率を66.7%から90%に向上する)



事後評価及び今後の方策

事業の成果として、平成21年度末現在で、汚水処理人口普及率の目標数値である90%に対し、実績が83.6%となり、計画期間内に目標にを達成することはできませんでした。しかし、平成23年度末では、汚水処理人口普及率が93.3%までアップしており、今後は、合併処理浄化槽事業を推進し、汚水処理人口普及率が100%を目標とし、計画的に事業を実施していきます。